

堤根処理センター整備事業用地における土壌汚染対策について

堤根処理センターごみ焼却処理施設（川崎区）の建替えに伴い、土壌汚染対策法（以下「土対法」という。）に基づく土壌調査を令和 8 年 3 月に行った結果、敷地の一部から特定有害物質及びダイオキシン類について、基準を上回る値が検出されました。

汚染が確認された土壌は、アスファルトやシート等で覆われているため、飛散のおそれはありません。また、住宅地との敷地境界付近の地下水は、法令等で定める基準を下回っていました。

また、汚染が確認された土壌の除去については、令和 11～13 年度（予定）に対策工事を行います。それまでの間、関係法令に基づき、地下水のモニタリングを行いながら、適切に管理してまいります。

1 場所 堤根処理センター整備事業用地敷地内（川崎区堤根 5 2 番、幸区柳町 7 4 番 3）

2 調査結果

物質名	測定値（最大）		基準
トリクロロエチレン	(溶出)	0.025mg/L	0.01mg/L
水銀及びその化合物	(溶出)	0.0006 mg/L	0.0005mg/L
鉛及びその化合物	(溶出)	0.40mg/L	0.01 mg/L
	(含有)	1700mg/kg	150 mg/kg
ひ素及びその化合物	(溶出)	0.026 mg/L	0.01 mg/L
ふっ素及びその化合物	(溶出)	10 mg/L	0.8 mg/L
	(地下水)	9.4 mg/L	0.8 mg/L
ほう素及びその化合物	(溶出)	2.4 mg/L	1 mg/L
ダイオキシン類		12000 pg-TEQ/g	1000pg-TEQ/g

3 現在の状況 汚染が確認された土壌は、アスファルトやシート等で覆われているため、飛散のおそれはありません。また、住宅地との敷地境界付近の地下水は、法令等で定める基準を下回っていました。

4 今後の対応 土対法等に基づく汚染土壌の除去については、今後契約予定の堤根処理センター建設工事において、対策工事を行います。実施時期は、令和 11 年度～13 年度頃を見込んでいます。

それまでの間は、関係法令の規定に基づき、雨水の地下浸透を防ぐ対策や地下水のモニタリングを行い、適切に管理してまいります。



問合せ先

川崎市環境局施設部施設建設課 志田

電話 044-200-2569（内線 31801）